

徭役優免条例の展開と明末挙人の法的位置

—免役基準額の検討を通じて—

和田正広

目次

はじめに

- 一 均徭法下の免役基準額と挙人の位置
- 二 里甲制解体過程の免役基準額と挙人の位置
 - 1 一条鞭法の糧石・人丁優免時代
 - 2 里甲制のバリエーションにおける
 - (a) 十段法の糧石・人丁優免時代
 - (b) 均田均役法の田畠優免時代
- おわりに

はじめに

明末に紳士（生員・挙人などを含む）の威風が非常に高まつた要因としては、（一）免役、（二）奴婢の私有、（三）死罪を犯しても特赦される、（四）貧困な者は地方官より政府に免税を申し出でもらって天子の裁可を仰ぐ、（五）郷

徭役優免条例の展開と明末挙人の法的位置 和田

村では官員に準ずる礼法上の待遇を受ける、などの特権の機能があげられている。⁽¹⁾ この中、免役の特権とは、独裁君主によつて、賦役労働の一部である雜泛差役を優く免除されることである。徭役優免の恩恵に浴した対象としては、皇族・高官より一般の庶民に至るまで、種々雜多な人々が存在した。⁽²⁾ なかでも、雜役免除の特権が終身的であつて、地方行政において皇帝権力を分有行使しうる者、又はその候補者という観点に立てば、現任・休・退職の文官、挙人、監生、生員、額設胥吏という支配階級内部の諸階層に関する優免規定は、最も注目を要する。

小稿は、十五世紀後半以降の明代郷村社会に定着して、任官並びに会試受験の終身有資格者として、科挙制下の新たな支配身分を形成しつつあつた未出仕の挙人層⁽³⁾が、他の官員・士人層と対比した場合、どの程度に免役の特権を享受することを通じて優免制下の法身分を形成しつつあつたかについて、徭役制度の改革に付随する優免条例（則例）の展開に現れる、徭役の免除基準の額の推移を分析したものである。考察の地域的対象は、主に江南地方である。小稿は、また、明末の地方政治において、生監層と俱に支配階級の底辺部を拡大しつつあつた未出仕の挙人層が、謂わゆる郷紳支配の展開に係わる新たな階級身分として、如何なる役割を担つていたかを理解するためにも準備された。

一 均徭法下の免役基準額と挙人の位置

明初より正統年間においては、里甲正役以外の徭役のうち、雜泛差役・差徭などとよばれる雜役の優免（丁額）が、生員（本人を除く人丁二丁）以下、地方官（全額、但し品級も問題化）・京官（全額）・内外退職官僚⁽⁸⁾に至るま

で付与されていた。この間、監生に賜給された免役の恩典は、万曆『明会典』卷二二〇、国子監、給賜（又は同書卷二二〇、戸部七、戸口一、賦役）の条に、「正統十年令。監生之家、優免二丁差役」とみえる。当時、未出仕の舉人は、その殆どが両京の国子監に舉人監生として在籍していた。⁽⁹⁾ 彼ら舉人監生は、当然正統十（一四五五）年に規定された監生と同額の人丁二丁を免除されていたであろう。

正統八（一四四三）年に創始され、弘治元（一四八八）年に全国に施行令が出された均徭法は、各里の人丁・事産の総額が均等であることを前提とした均徭冊に基づき、駅伝関係を除く全ての雜役（均徭）を、里甲正役と同様に里内の各甲に対し、戸の等則（三等九則）に準拠して、正役とは五年間隔で十年間に一度ずつ、従つて十年で一周するように負担させる賦課方式であった。⁽¹⁰⁾

だが、正統以来、特に均徭法の普及した成化年間には、地方官が官吏・生員の家に、戸則の主要な算定基準と化していた「田糧・人丁」の多少を考慮せず、庶民と一緒に斗級・庫子等の重差を割り当てるために、官僚は戸役の事も気がかりで職務に専念できない、などという上疏も現れた。⁽¹¹⁾ これに対して、政府は、弘治十八年、見任官と円満退職の官員に対する優免令の遵行を再確認した。⁽¹²⁾

しかし、均徭銀納化の進展に伴つて、免役基準は、均徭の賦課基準の変化に即応しつつ、人丁より人丁・田糧へと拡大してゆき、優免令に対する地方官の姿勢も、次第に変わつていった。先ず、天順・弘治年間以降、官僚側の銀に対する欲求を直接の契機として、均徭内の柴薪皂隸（祇候）・馬夫・斎夫・膳夫の四役目の銀納化が促進された。十六世紀初頭の弘治末年より正徳年間には、これら銀納化された役目が銀差に、また力役のまま残された役目

は力差に分類されて、均徭銀納化は一般化した。力差も、嘉靖以降は実質的に銀納化が進んだ。⁽¹³⁾ そして、戸数原則の貫徹している点を除けば、均徭負担を均徭里甲内の田土に銀で直接一律に科派する方法は、すでに弘治以前より江南地方で行われており、これは、十段法に連なるものであった。⁽¹⁴⁾ しかし、均徭の最初の銀納形態として成化・弘治頃より出現したのは、聽差（余剩均徭）であって、例えば均徭里甲内の上・中戸には各種の実役が科派され、充役しない人戸には、毎丁・毎畝当たりに一律に余剩均徭を出銀せしめた。⁽¹⁵⁾

戸数原則に拠るとはいえ、徭役（均徭）・軍需の科派基準が丁・田に移行していた弘治年間の浙江各府では、優免の特權をもつ官員（勢家）に対する非特權地主の詭寄が増大して、里甲小農民の徭役負担が過重となっていた。これに対しても、刑部主事劉喬は、同十六（一五〇三）年、内外官員の免役基準を丁・田に移して、官品による丁・田の優免額を定めよと要請したが、それは、審議事項に止まっていた。⁽¹⁶⁾ しかし、丁・糧の優免規定は、すでにこれまで現れており、ある一定の期間は、実際に施行されていた。

『節行事例』（古典研究会本皇明制書）△内外官員優免戸下差役例△の条を検討しよう。

弘治十七年、戸部為陳言民情以革弊政事。該本部左侍郎王等題。該順天府尹冀奏。該戸部查得旧例、六部都察院等衙門、隨朝官員、本戸雜泛差役丁差全免。内官免二丁。内使免一丁。及查弘治七年、該辦事吏余彥達奏。京官之家、不拘品秩崇卑、丁糧多寡、全戸優免。方面知府等官、各免人丁十丁、田糧二十石。同知以下至知縣等官、免人丁五丁糧十石。八品以下、教職等官、及監生舉人生員之家、各免人丁四丁糧四石。雜職省祭官聽選等官及吏典之家、各免人丁三丁糧三石。以励養廉、等因。該礼部會議、行有司斟酌施行。原無議定、有司

遂以為例、輒便遵行。事屬差錯、合無通行各処。今後、除隨朝文職内官内使丁差、俱照旧例優免、其余見任方面官員之家、各免人丁十丁。知府免八丁。同知以下至知縣等官、各免人丁三丁。八品以下至雜職省祭聽選等官、及監生・舉人生員吏典之家、俱一例各免二丁。着為定例。題奉孝宗皇帝聖旨准擬。欽此欽遵。

弘治十七年、戸部左侍郎・王は、順天府府尹・冀の上奏（原案）に基づいて、官員・舉人等の優免による弊害の改革案を題本して孝宗皇帝の裁可をえた。上皇の際の戸部の調査によれば、弘治七（一四九四）年、辦事吏（納粟吏員）・余彥達は、地方官や舉人等の優免を制限すべしとする原案を上呈していた。その内容は、以下のようであつた。京官は、官品の高低と丁・糧の多少に拘らず、丁・糧を全額免除される。表1の如く、方面官（布政司・按察司官）と知府は、人丁十丁・田糧二十石が免除される。同知より知縣までの官は、人丁五丁・糧十石が免除される。八品より教官に至るまでと、監生・舉人・生員は、人丁四丁・糧四石が免除される。雜職・省祭官・聽選官及び吏典（額設胥吏の通称）は、人丁三丁・糧三石が免除される。礼部は、そのような余彥達の原案を審議検討して、地方官をして実情調査の上で施行せしめることにした。これは、優免則例として議定されたものではなかつたが、地方の有司は、これを条例とみなして遵行していく、という。弘治十七（一五〇四）年に至り、戸部は、右の優免基

表1 弘治7(1494)年の丁・糧優免額。()
内は、弘治17(1504)年の優免則例における人丁優免額

地方官の区分	優免基準の額	人 丁	糧 (石)
方面官	10	(10)	20
知府等官	10	(8)	
同知以下知縣等官	5	(3)	10
八品以下教職等官及び監生・舉人・生員の家	4	(2)	4
雜職・省祭官・聽選等官及び吏典の家	3	(2)	3

準（丁・糧）に基づく優免額より生じた弊害（詭寄？）を改革するために、丁額について（糧額については不明）の優免の定例化を上呈して裁可（条例化）された。即ち、洪武十三年の旧例に照らして、文官の京官は丁差を全額免除するが、同じく京官でも宦官の内官は人丁二丁を、内使は人丁一丁を免除する。地方官のうち、方面官は人丁十丁を、知府は人丁八丁を、同知より知県に至る官は人丁三丁を、八品以下より雜職・省祭・聽選等官及び監生・舉人・生員・吏典は一律に人丁二丁を、それぞれ免除することになった。⁽¹⁷⁾（表1）。

弘治七年と同十七年の優免条例を比べた場合、人丁の優免基準については、以下の点が注目される。第一は京官は全額免除である点、第二は初めて官品による地方官の優免額が規定されたが、八品以下の地方官や舉人と額設胥吏との優免額には、まだ明確な格差は設定されていなかつた点、第三は優免条例の中に初めて舉人と胥吏が登場して、その優免額も規定されたが、記載序列において一般の舉人は、まだ監生範疇の舉人よりも下位におかれていた点、などである。

十五世紀末の弘治七年の優免条例に、從来国子監生の範疇で取扱われてきた舉人監生が、鄉居の未入監舉人とともに、新たに舉人の一項目を設定されて登場してきたのは、以下のような背景との関連においてであった。即ち、
舉人監生は、成化十四（一四七八）年以降に、また会試落第後に入監せずに直接帰郷していた未入監の舉人は、嘉靖十五（一五三六）年以降に、それぞれ会試の受験を規制された。その後、万曆三（一五七七）年には、未入監の
舉人が科挙規制の主要な対象となつた。これらの事実は、十五世紀後半以降において、鄉村在住の舉人層が増加しつつある趨勢を裏付けていた。⁽¹⁸⁾

表2 正徳16(1521)年の優免則例における田畠優免額(20)

京官の官品	優免額	田 畠
一 品		4,000
二 品		
三 品		
四 品		3,000
五 品		
六 品		2,000
七 品		
八 品		
九 品		1,000

「外官則通減之」

京戸科給事中孫懋の原案に基く戸部題准の田畠優免則例⁽²⁰⁾があげられる。注目すべきは、従来均徭を全額免除された京官が夙弊（詭寄）の除去を理由に初めてその優免額を制限された点である。外官の優免額も規定されたが、「田なき者は田に準じて丁を免ず」という如く田（糧）・丁の相互換算が許された点は、後述嘉靖九年の糧・丁准折優免則例に連なるものであった。

以上、戸則に基く戸下の人丁を課徴の対象とした均徭法において、戸則決定の主要な基準が丁・産（田地）に移行していたとはいへ、成化年間までの官吏・生員に対する優免令は、遵行されていなかつた。均徭銀納化の進展し、弘治・正徳年間には、戸数原則による毎丁・每畠への直接一律科派という銀差の出現に即応して、優免の基準は、従来の人丁より、人丁・田糧もしくは直接田畠への移行もみられたが、基本的にはまだ人丁におかれていた。これに伴い、非特權地主の官員・挙人等に対する詭寄が発生して里甲小農民の均徭負担が過重となつた結果、優免

要するに、弘治七年の事実上の優免条例は、均徭科派基準の、戸則に基く各戸の人丁より丁・糧への移行に即応した、萌芽形態としての丁・糧優免基準及びその額を規定したものであった。このほか、免役基準が直接地畠へ移行する例としては、弘治十二（一四九九）年の北直隸順天・永平両府の場合（銀差）や、表2の如く、正徳十六（一五二一）年二月十六日の、南

九（⁽²¹⁾）年の北直隸順天・永平両府の場合（銀差）や、表

2の如く、正徳十六（一五二一）年二月十六日の、南

の具体的な制限規定が現れた。この中、任官前の挙人が初めて則例に登場したのは、弘治七年であった。挙人の優免額は、正統十年以来人丁二丁であったが、弘治十七年より正徳年間には、八品以下の地方官や監生・生員・胥吏と同額の人丁二丁と規定された。問題は、均徭法の変革を含む里甲制の解体過程に現れる挙人の優免基準額の方である。

二 里甲制解体過程の免役基準額と挙人の位置

1 一条鞭法の糧石・人丁優免時代

里甲間の徭役負担の著しい不均衡、徭役銀納化の進展などによつて、嘉靖年間、華中・華南では、後述の十段法や一条鞭法⁽²⁾が出現した。一条鞭法は、銀額で示された税糧・徭役の諸項目を合算した総額を、項目別ではなしに、糧銀あるいは里甲銀（上供・公費の銀納化されたもの）・均徭銀として、一括して割り当てる科派方法（賦・役の合併徵収）である。その進展する一条化の内容は、多様であった。徭役面の一条鞭法では、里甲銀および均徭銀を、それぞれ全州県下の丁・田に均等一律に割り当てる場合や、里甲銀・均徭銀・駅伝銀・民壯銀の四差の総銀額が、丁・糧に科派される場合があつた。つまり、里甲単位の徭役科派、戸則を媒介とする賦役の割り当て、という明代里甲制の基本形態である賦・役科派原則を最終的に変革しようとしたのが一条鞭法であつた。但し、一条鞭下の徭役銀の中、丁銀を負担する人丁は、なお編審によって確定される原則があり、且つ一条鞭には、後述する正役中の残存力役部分は含まれていなかつた。また、税糧の一条鞭法は嘉靖年間を通じて、徭役のそれは特に同末年以降に、そ

れぞれ進展がみられた。⁽²³⁾ 特に優免が適用される均徭の条鞭は、北直隸・河南・南直隸・浙江の順に、それらの一部の地域で、嘉靖十年頃から同末年にわたって徐々に開始された。⁽²⁴⁾

章漢『図書編』（万曆五「一五七七」年刊）卷九〇、『編審徭役』の条には、嘉靖九年十月、華中・華南の現実に立つ創行期の一条鞭法⁽²⁵⁾の内容と、それに付随する從来定則のなかった雜役優免事例の定例化に関する戸部の提議がみえる。これは、再審議ののち、嘉靖帝の裁決を経て、各省に遵守の布令が出されて、効力をえた。⁽²⁶⁾

嘉靖九年十月内、戸部題。該學士桂奏為授時任民事。内称。……該本部看得。（中略、条鞭の内容説明）其外

官吏監生生員之家、例應優免雜泛差役。……其京官不拘品秩崇卑、一概全戸優免。此乃祖宗優待常朝官員極為隆厚。延今一百六十余年、官屬衆盛、差役浩繁、科派益頻、民力日困。加以鄉里親戚詭寄貪殘。里書畏勢奉承。有司莫敢窮詰、致將濫免之數一概加派小民。且京官品級本有崇卑、而事產人丁自有多寡。必須立為限制。庶可允塞弊源。……京官一品免糧二十石丁二十丁。（中略、表3参照）其丁多而糧少者則以丁準糧。丁少而糧多者則以糧準丁。戸内丁糧不及數者、止免實在之數。俱以本戸自己丁糧照數優免。但有分門各戸疎遠房族不得一概混免以啓詭寄之端。覆奉欽依。通行各省所屬一体遵守。違者從重各治以罪。（以上は、実録に記載なし）

表3によれば、京官の品級に応じた糧と丁の優免額（一品＝糧二十石・人丁二十丁・九品＝糧四石・人丁四丁）を基準として、地方官・挙人・監生・生員・胥吏の各優免額は、決定された。地方官の優免額は京官の半額であり、九品の地方政府・教官（流外官）・挙人・監生・生員のそれは、俱に同額（糧二石・人丁二丁）であり、胥吏は挙人・監生・生員の半額であるよう、それぞれの等級差が明確化した。注目すべきは、以下の点である。第一

表3 嘉靖9年の優免則例における糧・丁優免額

人 丁	糧 (石)		優免館	
	外官	京官	外官	京官
	20		20	一 品
9	18	9	18	二 品
8	16	8	16	三 品
7	14	7	14	四 品
6	12	6	12	五 品
5	10	5	10	六 品
4	8	4	8	七 品
3	6	3	6	八 品
2	4	2	4	九 品
2		2		教 官
2		2		挙 人
2		2		監 生
2		2		生 員
1			1	雜職・省祭 官
				承差・知印 ・吏典

は、既述の正徳十六年、京官は田土額によつて優免を制限されたが、今回は「一概に全戸優免」されていたという如く、規定は機能していなかつたので、詭寄を防止するため改めてその優免が制限された点である。第二は、既述の弘治七年に初めて出現した丁

・糧の優免額規定が、今回は免糧に重点を移す形で公認されており（但し優免額は減少）、しかも糧と丁の准折が許された点である。第三は、優免を適用する際の有司の姿勢が変化した点である。既述の正統～成化年間（一四三六～一七八）までの有司は、内外官に適用される優免令を遵行してはいなかつた。十六世紀前半の今回、地方官は胥吏ともども、官員・挙人等が一族や非特權地主の詭寄を受け入れる事態を默認している。そのため、均徭内の重差が小農民に科派され、農民層の分解なども加わって、里甲間の徭役負担の不均衡が助長された。⁽²⁷⁾これに対し、役基準が人丁・田糧へ移行しつつあつた傾向と関連している。⁽²⁸⁾

例えば、嘉靖九年に裁可された一条鞭法を踏襲したとみられる均徭の改革（均攤法）は、嘉靖十六、七年頃に南直隸の応天・蘇州・松江・常州各府内の各県で施行された。だが、丈量を行なった蘇州知府王儀を除けば、何れも田籍の整理を怠った結果、負担の公平は徹底せず、奸民はその手を上下するを得た。銀納雇役化についても、根本的には搾取に走らざるをえない官吏のあり方に規定されて、庫子・斗級・解戸・禁子等の重役は、力役のまま残存していた。⁽³⁰⁾ 隆慶期の応天巡撫海瑞が、府県官が郷官・挙人・監生等の嘱託を偏聽すること、つまり不法な土地兼併を黙認する風潮は、嘉靖中葉頃からひどくなつた⁽³¹⁾、と指摘したのは、右の情況を示唆したものであろう。まして世宗は、嘉靖十八年二月の皇太子冊立の詔において、文武京官に均徭（雜派差役）を全額免除せしめた如く、既述の優免条例を自ら無視する姿勢すらみせていた。⁽²²⁾

要するに、そのような情況の下では、優免の限制規定は、十分遵行されてはいなかつたのである。その証拠に、官戸と地方官が一体化して優免特権を濫用する結果、不法な土地集積が進展するという矛盾の深化に対応して、政府は、嘉靖二十四（一五四五）年六月、戸科右給事中胡叔廉（江西新淦県の人）⁽³³⁾の条奏した原案の一つ（「定優免以均田役」）を、戸部が審議（議覆）して、世宗の裁決を仰ぐという手続きを経て、優免限制の統一基本条例を公布せざるを得なかつた。実録にみえるこの「優免事例」（題准通行則例）⁽³⁴⁾は、万曆『明会典』卷二〇、戸部七、賦役の条に以下のように収録された。

嘉靖二十四年、議定優免則例。京官一品免糧三十石人丁三十丁。（中略、表四参照）以礼致仕者免十分之七。間住者免一半。其犯贓革職者、不在優免之例（実録の記載はここまで）。如戸内丁糧不及數者、止免實在

表4 嘉靖24年の優免則例における糧・丁優免額

舉人(ほか)		外官				京官				官員の区分	
		閑住	致仕	現任	閑住	致仕	現任	閑住	致仕		
丁	糧(石)	丁	糧	丁	糧(石)	丁	糧	丁	糧(石)	糧・丁額	
敵	敵	"	"	敵	敵	"	"	"	"	糧・丁の田 敵換算額	
敵(合計)		"	"	敵(合計)		"	"	"	"	官品	
					15	15	21	21	30	30	
					150	375	210	525	300	750	一品
					525		735		1050		
6	6	8.4	8.4	12	12	12	12	16.8	16.8	24	24
60	150	84	210	120	300	120	300	168	420	240	600
210		294		420		420		588		840	
5	5	7	7	10	10	10	10	14	14	20	20
50	125	70	175	100	250	100	250	140	350	200	500
175		245		350		350		490		700	
4	4	5.6	5.6	8	8	8	8	11.2	11.2	16	16
40	100	56	140	80	200	80	200	112	280	160	400
140		196		280		280		392		560	
3.5	3.5	4.9	4.9	7	7	7	7	9.8	9.8	14	14
35	87.5	49	122.5	70	175	70	175	98	245	140	350
122.5		171.5		245		245		343		490	
3	3	4.2	4.2	6	6	6	6	8.4	8.4	12	12
30	75	42	105	60	150	60	150	84	210	120	300
105		147		210		210		294		420	
2.5	2.5	3.5	3.5	5	5	5	5	7	7	10	10
25	62.5	35	87.5	50	125	50	125	70	175	100	250
87.5		122.5		175		175		245		350	
2	2	2.8	2.8	4	4	4	4	5.6	5.6	8	8
20	50	28	70	40	100	40	100	56	140	80	200
70		98		140		140		196		280	
1.5	1.5	2.1	2.1	3	3	3	3	4.2	4.2	6	6
15	37.5	21	52.5	30	75	30	75	42	105	60	150
52.5		73.5		105		105		147		210	
2	2									教官	
20	50									舉人	
70										監生	
1	1									生員	
10	25									雜職・省祭官	
35										承差・知印・吏典	

之数。丁多糧少、不許以丁准糧。丁少糧多、不許以糧准丁。俱以本官自己丁糧照數優免。但有分門各戸疎遠房族、不得一概混免。

右の優免の糧・丁額に、海瑞が浙江嚴州府淳安県知県として赴任した嘉靖三十七（一五五八）年五月以前より該県で運用されていた規定（旧規）である、糧一石＝田二十五畝、人丁一丁＝田十畝の准折率⁽³⁵⁾を適用して算出した優免の田畝換算額は、表四の如く表示される。

表中の外官の優免額が京官の半額である点、教官・舉人・監生・生員の優免額が各々糧二石・人丁二丁である点、胥吏の優免額が糧一石・人丁一丁である点などは、嘉靖九年の規定と変りない。だが、京官一品では糧十石・人丁十丁、以下京官九品では糧二石・人丁二丁が、それぞれ嘉靖九年の優免額の上に増加された。従って、京官一品は、糧三十石（准田七五〇畝）・人丁三十丁（准田三〇〇畝）＝糧・丁准田総額千五〇畝となり、以下京官九品の糧・丁准田総額は、二二〇畝となつた。外官九品の糧三石・人丁三丁の優免額と、教官・舉人・監生・生員のそれとの間には、糧一石・人丁一丁の格差が生じた。つまり、国家は、徭役優免の特權の付与という手段を通じて、品官と教官・舉人・監生・生員という支配階級内部の諸階層間に、厚薄の序列を設定した。しかしながら、今回の則例は、新たに退職官員の優免額を見任官の七割に、依頼休職官員のそれを見任官の五割とする規定を盛り込んだ。そのため、表4の九品の外官で休職官員の優免額は、糧一・五石（准田三七・五畝）・人丁一・五丁（准田一五畝）＝糧・丁准田総額五一・五畝と算定されるが、教官・舉人・監生・生員の糧二石（准田五十畝）・人丁二・丁（准田二〇畝）＝糧・丁准田総額七〇畝には及ばない。ただし、今回の規定では、嘉靖九年の糧・丁准折規定が撤

廢されており、そこには、官戸の混免による土地集積を抑制するために、優免を限制しようとする国家の一定の意図は窺見できる。しかし、優免額は、前回の規定に比べて高官ほど拡大しており、且つ嘉靖三十年代の地方レベルでは、糧・丁の田畠換算が実施されていたのであれば、優免限制の実際の効果は疑わしい。

というのは、何源が嘉靖三十八年頃に知県をつとめた嘉興県では、郷官の受詫は日常茶飯事であったとい⁽³⁶⁾う。同末年より隆慶期において、詫寄・濫免の深刻化する情況⁽³⁷⁾に対する皇帝の優免限制の対応策にも、限制は寛容になせ、などとい⁽³⁸⁾う甘い態度がみられた。詫寄は万曆期においても同様に盛行した。⁽³⁹⁾

ところで、前述嘉靖九年の則例を整備した同二十四年の統一制限則例の一条鞭法への適用例は、万曆『秀水縣志』卷三、食貨志、田賦の条に収録された「万曆十六年分税糧帶徵徭平并起存本折錢糧田丁優免科則數目（石碑）」によつても窺見できる。⁽⁴⁰⁾つまり、秀水県では、優免は、里甲正役である上供物料中の雜辦銀（均平銀）・民壯銀・均徭銀⁽⁴¹⁾（以上は税糧に附加される）に対して適用されていた。一条化された徭役銀は、優免額を除いて、賦課基準（＝優免基準）の田・地と人丁とに対して、直接一律に割り当てられていた。そして、徭役銀における田・地每畠の科徵額（銀二分四毫）及び人丁每丁の科徵額（銀三分六毫）は、同時に郷官・挙人等に対する每畠・每丁の優免額でもあった。また本県では、税糧を科派する際に、田地・糧米・銀両の三者間の相互換算が行われていた。従つて、人丁一丁の田畠優免額は一・五畠であるが、田地一畠が約何升に換算されていたかは不明である。

そのような事例の反映として、嘉靖二十四年に一旦は禁止されていた糧・丁の相互換算は、糧・丁の田畠換算と共に万曆十四年には公認された。『天下郡国利病書』原編第七冊、常鎮、武進県、里徭、優免の条には、

万曆……十四年、河南道御史傅光宅題准。照品免糧、照糧免田。毎田壱畝、准免參升為率。人每丁、准田武畝。有丁免丁、不者以田准。有田免田、不者以丁准。例如左。（以下省略、表5参照）

とあって、嘉靖二十四年より四十一年後の万曆十四（一五八七）年の河南道御史傅光宅（山東聊城県の人）⁽⁴³⁾の題准（実録は記載なし）によれば、先に一旦は否定された官員・紳士・胥吏の優免規定における糧・丁の准折は、糧六升＝人丁一丁＝田二畝という形で復活した。しかも、今回の規定では、糧・丁の准田額が決定された。その准田額は、表5として表示できる。

表中の糧の准田額について、見任官及び休・退職官僚と、教官・舉人・監生・生員及び胥吏とを対比検討した場合、前者の准折率によれば、後者の舉人等の優免額のうち、免糧二石（准田四十畝）は、当然約六六・七畝（胥吏の免糧二石は約三三・四畝）に換算されるはずである。この格差（舉人等で二二・七畝、胥吏で一三・四畝）は、教官・舉人等や胥吏の糧・田の准折率が、現任・休・退職官僚のそれ（田一畝＝准免三升）よりも低く算定されていたことを示す。そのため、嘉靖二十四年の規定で、舉人よりも少なかつた依願休職（閑住）の外官九品官の優免額は、今回の糧・田准折の規定によって、その糧額一・五石が五十畝に換算された結果、舉人等の糧額二石の准田四十畝よりも上回った。同じく休職の外官九品官の優免丁額（一・五丁）の准折田畝数は三畝であって、舉人等の四畝に一畝だけ及ばないが、糧・丁を合計した准田額は、休職の外官九品官が舉人等のそれを上回った。即ち、あらゆる品官は、優免額において、舉人等よりも優位に立った。

なお、嘉靖後年の淳安県の旧規である糧二石＝二十五畝、一丁＝一〇畝の准田率をもとに算定した、前掲嘉靖一

表5 万曆14年の優免則例における糧・丁優免額

挙人ほか		外官						京官						官員の区分	
		閑住		致仕		現任		閑住		致仕		現任			
丁	糧(石)	丁	糧	丁	糧(石)	丁	糧	丁	糧	丁	糧(石)	糧・丁額	糧・丁の田畠換算額	官品	官品
畝	畝	"	"	"	"	畝	畝	"	"	"	"	畝	畝	官品	官品
畝(合計)	"	"	"	畝(合計)		"	"	"	"	"	"	畝(合計)		官品	官品
								15	15	21	21	30	30		
								30	500	42	700	60	1000	一品	
								530		742		1060			
6	6	8.4	8.4	12	12	12	12	16.8	16.8	24	24				
12	200	16.8	280	24	400	24	400	33.6	560	48	800	二品			
212		296.8		424		424		593.6		848					
5	5	7	7	10	10	10	10	14	14	20	20				
10	167.5	14	234.5	20	335	20	335	28	469	40	670	三品			
177.5		248.5		355		355		497		710					
4	4	5.6	5.6	8	8	8	8	11.2	11.2	16	16				
8	133.75	11.2	187.25	16	267.5	16	267.5	22.4	374.5	32	535	四品			
141.75		198.45		283.5		283.5		396.9		567					
3.5	3.5	4.9	4.9	7	7	7	7	9.8	9.8	14	14				
7	117.5	9.8	164.5	14	235	14	235	19.6	329	28	470	五品			
124.5		174.3		249		249		348.6		498					
3	3	4.2	4.2	6	6	6	6	8.4	8.4	12	12				
6	100	8.4	140	12	200	12	200	16.8	280	24	400	六品			
106		148.4		212		212		296.8		424					
2.5	2.5	3.5	3.5	5	5	5	5	7	7	10	10				
5	83.75	7	117.25	10	167.5	10	167.5	14	234.5	20	335	七品			
88.75		124.25		177.5		177.5		248.5		355					
2	2	2.8	2.8	4	4	4	4	5.6	5.6	8	8				
4	67.5	5.6	94.5	8	135	8	135	11.2	189	16	270	八品			
71.5		100.1		143		143		200.2		286					
1.5	1.5	2.1	2.1	3	3	3	3	4.2	4.2	6	6				
3	50	4.2	70	6	100	6	100	8.4	140	12	200	九品			
53		74.2		106		106		148.4		212					
2	2											教官			
4	40											舉人			
44												監生			
1	1											生員			
2	20											胥吏			
22															

十四年の則例における品官及び挙人等の糧・丁准田額を、今回の准折率（糧一石＝三三・三三畝、人丁一丁＝二畝）に基づくそれと比較した場合、京官の現任一品は千五十畝（今回は千六十畝）、以下外官の閑住九品は五一・五畝（今回は五三畝）という如く、両回における各ランクの糧・丁准田総額は、実質的にはさほど變っていない。しかし、両回の糧と丁各々の准田率を比較した場合、前回の糧一石のそれは、今回では約三三・三二%伸張しているが、逆に人丁一丁のそれは、今回約八〇%縮減された。この事実は、既述の嘉靖二十四年に給事中胡叔廉の指摘した徭役の田役化が一段と促進されて、徭役の科派対象の比重が人丁より田土へ移行した結果が優免規定の上にも反映されたことを意味している。

ところで、嘉靖の統一則例は、清初の順治十四（一六五七）年まで機能していたが、これ以後、優免は、当該紳衿本人一人の丁徭のみに制限された。⁽⁴⁵⁾ だが、本人一人に丁徭（一丁分の丁賦を加うべき田土額）が優免され、且つ丁賦以外の大差（華北諸省）・雜差（全国的徭役）にも優免が適用されていたことは、花分・飛灑・詭寄・包攬等の奸策によって胥吏と結託した官員・紳士の受詭・濫免に道を開き、丁銀が地畝銀のなかに解消して单一税としての地丁銀制の実施された康熙五十六（一七一七）年より乾隆四十三（一七七八）年に亘る間のみならず、以後の清朝を通じて、貧富の差を一層激化せしめたのであった。⁽⁴⁷⁾

2 里甲制のバリエーションにおける

（a）十段法の糧石・人丁優免時代

既述の十段法以前の均徭銀は、徭役員担能力の均等化を前提とした戸数原則に基づいて編成された、均徭里甲内の丁・田（或いは糧）に対して直接一律に科派されていた。ここに、詭寄を通じて土地を集中した官員・紳士は、分籍立戸した各戸に優免規定の適用を受けて、十年を通じて均徭を全額免除される可能性を有していた。明朝專制権力は、徭役収取におけるこの重大な矛盾を緩和するため、主に嘉靖年間、華中、華南の各地で十段法の改革を施行した⁽⁴⁸⁾。例えば、嘉靖十三年に施行された常州府江陰県の十段法は、戸数原則によらず（但し、戸数編成による里甲制は残存）、里内の総丁・田（或は糧）額を十等分して、毎年優免額を除いたその一段ごとに、税糧の徵収・治安維持など正役内の残存力役（この部分は、従来の戸数原則による里甲編成を通じて科派された）を除外した、銀納化された里甲銀や均徭銀を、それぞれ単位面積当たりに銀若干、一丁当たりに銀若干と直接一律に賦課したものであった。この改革は、確かに里内各甲の十年一役が維持されている点を除けば、一条鞭法と同質内容をもつと同時に、戸則に基く徭役の戸に対する賦課や、里甲編成における戸数原則を俱に廢棄する方向、即ち明王朝の支配原理を体現した里甲制の解体の第一段階をなすものであった⁽⁴⁹⁾。しかし、十段法は、あくまでも戸数原則による里甲組織と同時に存在したものであって、特定部門の徭役にのみ適用されたのであった。「戸数原則による里甲組織が完全に廢棄されるのは、万曆以降の均田均役法の施行に伴う一定田畝（或は糧額など）による里甲編成の出現によってであって、十段法はこの均田均役法の方向への過渡段階であった」。

要するに、基本的には特定の歴史的内容に規定された大土地所有の展開による国家の徭役収取の矛盾を、均徭法の改革で解決しようとした十段法は、広く全国に一般化していくわけではない。且つ、この法を有効ならしめる前

提と言ふべき丈量による田籍の整理も遂行されないままであった。従つて、役法改革の完全な方向は、既述の一条鞭法の成立を待つてはじめて可能であったと考えられる。⁽⁵⁾

ところで、前述嘉靖九年の一条鞭法の優免則例は、民国『江陰縣統志』卷二二、石刻記一、明、優免徭役碑によれば、同十三（一五三四）年以後、江陰県の十段法の改革において適用された（碑面⁽⁵²⁾）。嘉靖九年の一条鞭法の優免は、該当者全員に毎年適用されるわけであるが、それと同一規定である同十三年の江陰県の例をはじめとする十段法の優免は、十等分された内の一段に一年だけ且つ本戸のみに適用された。⁽⁵³⁾つまり、十段法でも、大戸の詭寄と官戸の濫免という表裏一体の弊害を除去するための制度的な一応の保障はなされていた。しかし、条鞭よりも不徹底な改革であり、且つ改廃をくり返した同法の下では、有司の姿勢如何で詭寄の発生する事態は容易に予想されていた。⁽⁵⁴⁾要するに、挙人に関する同法下の優免基準の額は、基本的には一条鞭法下のそれと変わなかつたと考えられる。

（b）均田均役法の田畝優免時代

嘉靖期以降の前述一条鞭法や十段法における改革対象は、里甲正役内の残存力役を除いた部分や均徭に止まつてゐた。且つ、濫免を黙認する地方官の姿勢が詭寄を助長した結果、嘉靖二十四年には優免限制の統一則例が出現したが、詭寄は一向に止まなかつた。

特に隆慶年間（一五六七—七二）、蘇松地方（万曆以降は嘉興府でもみられた）では、糧長が官戸より税糧を徵

収することが困難となつて、官戸の土地を民戸の里甲から分離した官戸の里甲（官甲・官団）が設置されて以来、官戸に対する民戸の詭寄が一層集中した。そして、知県のなかには、官戸には優免の制限があるゆえ詭寄を取締る必要はない、と主張する者もいた。⁽⁵⁵⁾ 官戸の免役田土の増加、即ち承役田土の絶対的減少は、里甲正役内の残存力役である税糧の徵收・解送や水利事業関係の役目自体の重さよりも、役負担の階層が漸次零細化して、相対的に徭役負担の過重となつた。この事態は、従来里甲制下で機能した水利の荒廃や税糧の滞納に結果して、国家権力にとって税・役收取の重大な危機となつた。かくして、万曆年間に至り、浙江の嘉興・湖州両府では、雜役の優免を限制した上で（均役）、優免限額外の田土に里甲・糧長等の残存力役を科派する基準を完全に移して均等田土額の里甲を再編成する（均田）、謂わゆる均田均役法が施行された。⁽⁵⁶⁾ 均田均役法は、万曆後年に蘇州・松江・常州の三府でも試行されたが、敵数による里甲の編成（里長の科派）は、実現していなかつた。つまり、同法が施行されても、現実には官戸は就役してはいなかつた。ただし、江南の五府（南直隸の蘇州・松江・常州三府と浙江の嘉湖・湖州兩府）に、一条鞭法施行後も特殊な力役として残存した里長・糧長の役に包摂された漕運・倉庫関係の解戸・斗級等の雜役部分のみは、万曆後年より崇禎年間における均田均役法の改革過程で解消していく方向が確認されている。⁽⁵⁷⁾

しかしながら、万曆より清の康熙年間まで、江南の一部の地方を中心に試行された均田均役法は、大土地所有者に不利な点や、行政村解体の情勢に反する企図であった点などから、その実効については疑問視されている。⁽⁵⁸⁾

以下、里甲正役内の残存力役負担の不公正を是正して、最終的にはその解消（銀納化の方向）をめざした均田均

役法の改革過程に出現する、雜役優免の実際の運用規定における挙人の法的位置について検討しよう。

△嘉興府下の優免の限制▽ 天啓『海鹽縣圖經』卷六、食貨編第二下、役法の条には、海鹽縣において、里甲の編審に當る万曆九年以降、田土面積（三一〇畝＝一甲）に応じた里甲編成の前提として、官員・紳士の優免を限制する以下の一連の改革が施行されたことがみえる。その中で、万曆九（一五八一）年の知縣蔡逢時の改革をのべた一節には、「科甲出身者は田若干を免ず。貢士・生員・吏承は各々田若干を免ず」とみえ、優免基準が田土へ完全に移行しており、且つ進士・挙人出身者（科甲）は、優免額において貢生以下胥吏などとは明確に區別されてい⁽⁶⁰⁾た。注目されるのは、田土によつて里甲を編成する際に、從来里甲正役には適用されなかつたはずの優免が、雜役の優免という形で準用されている点である。天啓・崇禎期の江南地方で、「其の戸役を優免することは、ただ江南及び浙西のみにはこれ有り」などと指摘されたのには、それなりの根拠があつたことになる。この点は、以下においても留意したい。なお、改革を求める中小地主層を、從来暴力的に抑圧していた官員・紳士が、今回知縣の改革に合意した背景には、徭役の不均が民心の動搖を招いて人心を不安ならしめ、流亡の発生から民變が起り官員・紳士が攻撃されることを警告した、鄉居の一挙人王文祿の階級的立場からの説得が奏功していた。また、本県の以後の改革が成功した理由としては、そのような鄉紳支配の総体的危機感が官員・紳士層に認識されていつた点があげられる。⁽⁶²⁾

つづいて、『國經』の万曆二十九（一六〇一）年の知縣李當泰の改革をのべた一節には、

酌定優免。槩県甲科免田三千、鄉科半之。貢途又各有差。監生免田六十畝。生員免田四十畝。異途出仕免田三

徭役優免条例の展開と明末挙人の法的位置

和田

第六十卷

一一三

十畝。吏農免田二十畝。通計免田八万二千三百畝。各戸免外余田、与齊民一体編戸当差。如後人文漸盛、即在縉紳免田中多寡通融、不得侵踰八万二千三百畝之数、虧損小民役田。

とあって、挙人の優免額は、進士三千畝（万暦十四年の則例にみえる京官一品の糧の准田額の三倍）の半分に当る一千五百畝である。万暦十四年の則例では、挙人の優免糧額は、監生・生員と等しい約四十畝であった。従つて、今回の中の挙人の優免額は、万暦十四年則例の三七・五倍である。会典の則例では挙人と同額であった監生の優免額は、万暦十四年の規定額に二十畝加増されて六十畝となり、据え置かれた生員のそれ（四十畝^{補註1)}）を上回つた。歳貢生をはじめ各種の監生が出任する貢途の優免額は、酌量の余地が残されている。胥吏などより出任する流外官出身の優免額は、三十畝である。胥吏の優免額が二十畝であるのは、万暦十四年則例と同額である。要するに、万暦二十九年の海塩県の優免の運用規定の実際によれば、挙人（鄉科）は、在地の支配階級内部の階層序列の中に、進士（甲科）とともに科挙に合格した特權身分（科甲）として品官待遇が与えられていた。ただ、内外官の優免額の区別とか、それらと未出仕の挙人との格差規定がないのは、後述の松江府の場合と同様、品級よりもむしろ科挙・学校等の出身別による資格身分が優免の決定基準として重要視されていたことを示す。なお、優免額の決定基準としては、当時は一般に出身別のほかに、内外官・品級・職権の差等が重視されていた。且つ、海塩県の優免の限制は、一県全体で優免田土の総額を固定して、将来に亘つて超過分は全て民田に編入するものであった。従つて、以後の優免該当者の増加によつて、万暦三十九年、天啓元年、崇禎十四年には、本県の優免額は、それぞれ減額された。^{〔3〕}しかし、海塩県では、実際には糧役につかない独自な里甲（官団・官甲）が編成されていた可能性も指摘されてい

る。

例えば、嘉興府嘉善県では、優免の総額を定めることなく、個別的に限額を定めて、超過分が官図（平湖・嘉興両県も同様）に編入されていた。崇禎時の嘉善の郷官陳龍正『幾亭全書』巻二七、政書所収の辛巳均役条議（崇禎十四年）には、進士八名、舉人四名から成る「官図」（免額及び免額以外の余田を含む）の存在は認めた上で、優免額の二倍を官図に充て、残りは全て民図に編入して北運の重役に充当せよ、との提言がみえる。しかし、この優免田土のみを対象とした官図の設置は実施されず、優免の限制は実現していなかった。⁽⁶⁵⁾ 陳龍正の提言にみえる従来からの官図に舉人が含まれていたことは、重要である。万曆四十年前後に均田均役法の構想を提言した秀水県の郷官徐必達の『南州草』巻一〇、公移・梓理事宜、賦役条議計開十二項の第二条には、「貢監・生員・吏承の業寡く勢均しき者は旧に照らすを除くの外、合に科甲の士紳を将つて別に官里を立つべし」⁽⁶⁶⁾ とあって、舉人は、進士とともに、貢監生以下胥吏に至る諸階層よりも田土の所有面積が多く、権勢の強い存在（科甲の士紳）として意識されており、官員身分に准ずる待遇が与えられていた。かくして、経済的には地位の低い生員でも、一たび鄉試に合格して举人の資格身分を取得すれば、かの生員は、詭寄を通じて忽ち名目的大土地所有者となり得たのであつた。⁽⁶⁷⁾

△湖州府下の優免の限制△ 名義上二千二百畝の土地を持つ湖州府烏程県南潯鎮に住む郷官朱国楨（翰林院檢討一從七品）は、万曆二十九年に病氣療養のために帰省していた。朱国楨は、同年の編審に際して、旧來の原則による里甲編成の矛盾が顕在化した結果、田土による里甲の編成、優免の參酌、優免限外の田土への派役、という内容をもつ均田均役の改革案を、浙江の巡撫・巡按御史に具申した。しかし、改革を支持する王学左派の一部正義派官

表6 朱国楨の限田優免額答申案

出身	官品 内外官員	一品	二品	三品	四品	五品	六品	七品	八品	九品	流外	
進士出身 官科	京官	(会典)	1000	800	670	535	470	400	335	270	200	
		(提言)	3000	2000	1400	1300	1200	1100	(1000)	(1000)	(1000)	
	外官	(会典)		400	335	267.5	235	200	167.5	135	100	
		風憲官(提言)		1400	1300	1200	1100	1000	1000	1000	1000	
		府県官(〃)			1100	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	(1000)	
举人出身 官科	京官	(会典)			670	535	470	400	335	270	200	
		(提言)			1000	900	800	700	600	600	600	
	外官	(会典)		400	335	267.5	235	200	167.5	135	100	
		風憲官(提言)		1000	900	800	700	600	600	600	600	
		府県官(〃)			700	600	600	600	600	600	600	
未出仕の举人	官	教官(〃)									600	
		未出仕の举人	300									
	貢生	京官	(会典)			670	535	470	400	335	270	200
			(提言)			700	630	560	490	420	420	420
	外官	(会典)		400	335	267.5	235	200	167.5	135	100	
未出仕の貢生		風憲官(提言)		700	630	560	490	420	420	420	420	
	身官	府県官(〃)			490	420	420	420	420	420	420	
		教官(〃)									420	
		未出仕の貢生	210									
監生出身 官科	京官	(会典)			670	535	470					
		(提言)			700	630	560					
	外官	(会典)		400	335	267.5	235					
		風憲官(提言)		700	630	560	490					
		府県官(〃)			490	420						
監生出身 官科	京官	(会典)			670	535	470	400	335	270	200	
		(提言)			350	315	280	245	210	210	210	
	外官	(会典)		400	335	267.5	235	200	167.5	135	100	
		風憲官(提言)		350	315	280	245	210	210	210	210	
		府県官(〃)			245	210	210	210	210	210	210	
未出仕の監生	官	教官(〃)									210	
		未出仕の監生	30									
生員		生員	30									
		胥吏(吏)	10									

*「監生官五品係銓陞非納資徑授者照貢生例」

なお、風憲官とは、布政司、按察司官を指す。()内は推定値。

僚や、下層読書人（手作地主層）に指導された、零細な土地しか所有しない農民（佃戸層）を有力な構成分子とする改革を要求する組織的な示威行動にも拘らず、当地の官員・紳士層の反対によって、改革は挫折していた。同三十四年、朱国楨は、詹事府右諭徳（從五品）に昇進して北京に上ったが、湖州の官員・紳士（諸巨室）に教唆された御史の彈劾にあつたため、身の潔白を弁明して徹底查明を求める上疏を行つて、仕官せずに帰郷した。その後、同三十九年の編審には、不満ながらも官員・紳士全体が、一応均田均役の改革に合意した。⁽³⁸⁾ これ以前の万曆三十六（戊申、一六〇八）年、朱国楨は、撫・按の提示した改革の原案（台議四欵〔定里・優免・註差・貼銀〕）を参酌して、それを烏程県知県曾紹芳に答申した。書牘の中で、朱国楨は、一品三千畝より吏員十畝に至るまで雑役の優免を限定するという撫・按の提示した優免の原案は極めて妥当なものである、との賛意を表明した（これは、実施されたと考えられる）。その優免原案の内訳は、朱国楨『朱文肅公集』（静嘉堂所蔵本、不分巻）第六冊、朱文肅公敷荒略⁽³⁹⁾、戊申答曾父母書、參酌台議四欵開後、『優免』の条によつて、表6の如く表示できる。

表6の田畝による雑役優免の限制額は、科挙・学校の出身別、京官と地方官の区別、地方官の中でも一般の府県官と監察官僚との区別、官品の高低など、王朝国家の法身分に応じて詳細に規定されていた。⁽⁴⁰⁾ 京官一品の優免限田額は、三千畝であつて、嘉興府海塩県の万曆二十九年の事例と同額である。それは、万曆十四年則例の糧額の准田額の三倍である。未出仕の挙人のそれ（三百畝—監生出身官員待遇）は、海塩県の万曆二十九年の事例の五分の一、万曆十四年則例の糧額の准田額の七・五倍という如く、幾分低額である。未出仕の貢生のそれ（二百十畝）は、挙人の十分の七であつて、優遇されている。だが、監生・生員のそれ（三十畝）と胥吏のそれ（十畝）とは、

万曆十四年の則例に比べて、それぞれ十畝減額された。

△蘇州府下の優免の限制▽ 万曆中葉の蘇州府太倉州毛家市⁽⁶⁾の管志道（隆慶五「一五七一」年の進士、広東按察司僉事をもつて万曆十三「一五八五」年に退職）は、親族の田土を受詫していたことを告白した謂わゆる郷紳地主であった。⁽⁷⁾管は、その著書『從先維俗議』卷三、△總核中外變体以遡先進礼法議▽（表7はこれに拠って作成）の中で、當時江南地方の郷官の中には、先祖代々の官戸や新参の官戸があつたが、数県に跨る所有田土が千頃を踰えようとする程の者が存在したこと、そのような異常な土地集積は、官戸の詭寄に起因していたこと、をはじめ以下の指摘を行つた。これより先、万曆二十年四月に應天巡撫に就任した劉応麒（江西鄱陽県の人）⁽⁸⁾は、雜役優免の基準を田土に移して、優免限外の余田は貧民と等しく徭役を科派すべき「限田の説」を提起していたが、これは、管をはじめとする当地の郷紳層の反対にあって潰されてしまった。しかるに現在、管志道は、浙江の嘉興・湖州両府における、特權地主たる郷紳地主と直接生産者佃戸との基本的矛盾や、非特權地主としての中小地主あるいは自作農及び佃戸層と、彼ら郷紳地主との階級闘争の激化する情勢⁽⁹⁾に鑑みて、従来の姿勢を転換する必要に迫られた。即ち、管志道が劉応麒の提議した線に沿つて按配した私案である優免の限田額は、表7として表示できる。

表7によつて、科挙・学校等の出身別、内外官や官職の種類、官品等を設定した管の私案にみられる「均徭」（江南五府に特殊に残存した里長・糧長の役に包摂された解戸・斗級等の雜役か）を編審する際の優免限田額（均役の要件）と、嘉靖二十四年の会典の統一則例の、均徭の優免糧額のみを田畝に換算したもの（△万曆十四年則例の糧額の准田額）とを比較検討しよう。舉人の任官者以上の各ランクの限田優免額（万畝／千畝）は、現任の京

表7 管志道の限田優免額私案(73)

出身	官 階		優免制限額 (畝) ムー	会典の優免量額の 准田額(74)		
	京・外官	職 官・官 品		官品	京官	外官
甲科の士(進士)	京	一品の勲階～三台・八座※	10,000	一品	1,000	
	京	未進三台・八座	8,000	二品	800	400
	「此下則難銘鉢較量、當以品級參權要而折衷之」					
	京	三品～八品の京堂官(兩京堂上官 一正官)	4,000	三品	670	335
	京	部・寺・台・省諸郎官七品以上		四品	535	267.5
	(京)・外	二品～五品の方面官		五品	470	235
	京・外	苑・僕・運府諸大夫の四品以上		六品	400	200
郷科の士(舉人)及び恩蔭監生	京	八品以下	2,000	七品	335	167.5
	外	有司五品以下		八品	270	135
	京	京堂官	4,000	九品	200	100
	(京)・外	方面の大僚(二品～五品)		教官	40	
	京	台察の郎・署	2,000	舉人	40	
	外	運府の長		監生	40	
	京	部・院の司務	1,500	生員	40	
学校の士	外	州・郡の正佐大夫		(胥吏)	20	
	外	府佐・県正・教諭等の初任官	1,000			
未出仕の舉人及び恩蔭監生						
武階	京	京郎以上	2,000			
	外	府正(知府)以上				
	外	府佐(同知・通判)・県正(知県)	1,000			
	未出仕の歳貢監生		100畝以上			
	生員	「府・州・県学校の生員」	100			
「可做貢行」						

※ 一品の勲階とは、宗人府の宗人令・宗正・宗人と、三公(太師・太傅・太保)三孤(少師・少傅・少保)太子三師(太子太師・太子太傅・太子太保)の位階をもつ閣臣とを指す。二品の三台八座とは、三少(太子少師・太子少傅・太子少保)の位階をもつ閣臣と、七卿(六部尚書・都察院左右都御史)とを指す。

官・地方官とともに、会典規定の約八乃至十倍である。⁽⁷⁵⁾ 未出仕の挙人と教官のそれ（千畝）は、会典規定の約二十五倍であって、品官待遇に等しい。恩蔭監生或いは歳貢監生の任官者を除いた未出仕の歳貢監生或いは生員のそれ（百畝以上、或いは百畝）は、会典規定の約一・五倍に過ぎない。管志道の優免額の私案には、科挙出身者と学校出身者の資格身分に基づく優免額の格差が拡大しつつあった点が窺見される。特に会典の規定と比べた場合、管の私案中、未出仕の挙人及び恩蔭監生の限田優免額は、著しく伸張している。

万曆三十八（一六一〇）年、応天巡撫徐民式は、南直隸の蘇・松・常三府地方において、五年一編審の糧役について、優免の限制と照田派役とを骨幹とした事実上の均田均役の改革を実施した（その実効は疑問視される）。⁽⁷⁶⁾ この時、徐巡撫は、三府下の各県に「議定せる優免則例」の勒石を命じた。その一つとみられるものが、万曆四十六年編纂の『常熟縣私志』卷三、叙賦、優免、△優免新則▽の条にみえる。浜島敦俊氏作成の表8を検討しよう。

管志道の私案よりも一層詳細な表8の各ランクの優免額を会典の規定と比較した場合、進士出身者の優免額は、十倍（最高は京官一品の万畝）であり、挙人・恩蔭監生出身者のそれは、六倍（最高は京官一品の四千八百畝）であり、歳貢等監生出身者のそれは、四倍（最高は京官四品の二千百四十畝）であり、納粟監生出身者のそれは、二倍（最高は京官四品の千七十畝）である。また、未出仕の各出身者の優免額のうち、三千三百五十畝の二甲進士（登科録によれば、明代では毎回平均約五十名）は、進士出身の七品の京官又は三品の外官に相当する。二千七百畝の三甲進士（科挙の毎回の平均は二百五十名）は、進士出身の八品の京官又は四品の外官に相当する。千二百畝の挙人・恩蔭監生は、その出身の九品の京官又は六品の外官に相当する。四百畝の歳貢等監生は、その出身の九品

表8 万曆38年優免新則

	1品	2品	3品	4品	5品	6品	7品	8品	9品
進士照会典加十倍									
京官(典) (則)	1,000 10,000	800 8,000	670 6,700*2,305	535 4,700	470 4,000*3,305	400 3,305	335 2,700	270 2,700	
外官(典) (則)		400 4,000*3,305	335 2,675*2,305	267.5 235	235 2,000*1,707	200 1,707	167.5 1,707		
未進二甲	3,350								
未進三甲	2,700								
舉人・恩生照会典加六倍。									
京官(典) (則)		800 4,800	670 4,020	535 3,210	470 2,820	400 2,400	335 2,110	270 1,620	200 1,200
外官(典) (則)		400 2,400	335 2,010	267.5 1,605	235 1,410	200 1,200*1,005	167.5 810	135 540	100 400
未進	1,200								
選貢照会典加四倍。									
京官(典) (則)				535 2,140	470 1,880	400 1,600	335 1,340	270 1,080	200 800
外官(典) (則)				335 1,340	267.5 1,062	235 940	200 800	167.5 710	135 540
未進	400								
栗監照会典加一倍									
京官(典) (則)				535 1,070	470 940	400 800	335 670	270 540	200 400
外官(典) (則)				267.5 530	235 470	200 400	167.5 354	135 270	100 200
秀才・監生	80								
封君 故宦 武職・掾職	隨品格，加六倍免。 未及三年者，照原品級免。 照會典免。					単位 紋(典)会典、(則)新則 *は常熟私志の記載のままである。〔なお、会典の外官についての一部の数字の誤りは、和田が訂正した〕			

の外官に相當する。この事実は、蘇・松・常三府、特に常熟県下の未出仕の科挙出身者と学校出身者の一部が、見任又は休・退職官僚なみの品官待遇をうけていたことを意味している。嘉靖二十四年、万曆十四年の優免の原則規定では、教官・挙人・監生・生員は、一括して同範疇の等級内で扱われていた。今回、この中の教官の優免額は不明であるが、監生層は、挙人と同ランクの恩蔭監生と、歲貢等監生、納粟監生、生員と同ランクの国子監生という如く、四つの部分に分離させられた。なかでも、千二百畝の挙人・恩生の優免額は、他のランクのそれと比べて、会典規定（挙人の糧額は四十畝に換算された）の三十倍という顕著な伸び率を示している。このように、糧役の割り当てにおける科甲出身者の優免額は、会典規定の拡大解釈として実現しているが、この事実は、彼らがそれらの力役を実質的に回避するために措定したある意図を示唆している。實際次にみると、明末の松江府では、糧長・里長等の役（の分化したもの）に、進士出身者は全く就役してはいなかつたのである。

△松江府下の優免の限制△ 明極末の松江府の挙人葉夢珠は、『閱世編』卷六、徭役の条で、当時の松江府において、五年一編審の布解・北運・南運・収催・坐櫃・秤收・収免・収銀等の大役、十年一編審の排年分催（催弁錢糧を職責とする里長正役の分化したもの⁽⁷⁸⁾）等の小役や、その他の総甲・塘長等の徭役（力役）の優免額について、左のように指摘した。

縉紳例有優免、不与焉。貢監生員優免不過百余畝。自優免而外、田多富家者、亦並承充。大約、兩榜鄉紳、無論官階及田之多寡、決無簽役之事。乙榜則視其官崇卑、多者可免二三千畝、少者亦千畝。貢生出仕者、亦視其官、多者可免千畝、少不過三五百畝。監生未仕者与生員等、即就選、所贏亦無幾也。

これによれば、縉紳（進士・挙人、又は同出身の現任・休・退職官僚）は、貢生・監生・生員が右の諸役に当るのに反して、概して就役してはいなかつた（そのような情況は、万曆期以来みられた⁽⁷⁹⁾）。厳密にいえば、進士（丙榜）出身者は、官品の高低及び所有田土面積の多少に拘らず、徭役を全額免除されていた⁽⁸⁰⁾。但し、挙人（乙榜）出身官僚の優免額は、官品の高低に従つて、一二三千畝より千畝（会典の規定額の約二十五倍～七十五倍）の範囲内にあつた。貢生出身官僚の優免額は、挙人出身官僚のそれの約二分の一ないし三分の一であつた。監生・生員の優免額は、百余畝程度であつて、会典の規定額の約二倍強である。未出仕の挙人の優免額は、特別に規定はないが、少くとも千畝と考えられる。従つて、それは、会典の規定額の約二十五倍と推定される。とすれば、未出仕の挙人の優免額の松江府下における實際は、監生・生員のそれの約十倍であつたことになる。要するに、右の優免の運用規定は、科學・学校の出身別に基く身分制化の意図を露骨に表現したものであつた。

おわりに

明朝專制國家の規定した京官より胥吏に及ぶ特權的な徭役の優免条例（則例）を検討した場合、任官前の未出仕の挙人は、均徭法創行直後の正統十（一四五五）年以後は監生範疇、その鄉居化の進む弘治七（一四九四）年以後は独自に挙人として、均徭雜役を免除された。優免基準は、均徭銀納化の進展による徭役賦課基準の変化に即応して、弘治・正徳年間には人丁より人丁・田糧へ、或いは田畝のみへも移行したが、當時の挙人の優免額は、基本的には正統以来の人丁二丁のままであつた。

優免の特権をテコとした詭寄・濫免等によつて、里甲内各戸間に徭役負担の著しい不均衡が生じた嘉靖年間（一五一六—六六）には、一条鞭法や十段法による徭役改革が始まつた。優免が適用される均徭の一条鞭法は、嘉靖十年以降に華北・華中の一部の地方で開始された。条鞭の施行令が出された同九（一五三〇）年の則例における優免基準は、均徭の賦課基準に即応した糧石・人丁へと移行した。挙人の優免額も、教官・監生・生員とともに、従来の人丁二丁の外に糧二石が加増されて、初めて胥吏のそれ（糧一石・人一丁）より上位におかれた。特権地主による土地集積の一層の進展に対応した嘉靖二十四年の統一制限則例によって、官員は優免の糧・丁額を加増されたが、挙人のそれは、据え置かれた。さらに、嘉靖末年以降の徭役方面の一条鞭法の進展に伴つて、万曆十四（一五六六）年には、糧・丁の相互換算と、糧額に比重を置いた糧・丁の田畝換算とが公認された結果、優免基準は、事実上田土に移行した。しかし、内外品官の優免額が初めて挙人よりも上回つたのに反して、糧・丁の准田率を品官以下に引き下げられた挙人のそれ（四十四畝）は、まだ監生・生員と同列に置かれていた。一方、里甲編成の存続を除けば、一条鞭法と同質内容をもつ徭役課徵の方式である十段法も、嘉靖期の華中・華南の各地で断続的に施行された。十段法には、一条鞭法の優免則例が適用されていたことより、同法下の挙人に関する優免の糧・丁額も、一条鞭下のそれと変りなかつたものと考えられる。要するに、弘治七年以後明末に至る、最終的には銀納化された雜役部分に対する徭役改革における優免額の規定を検討した場合、挙人に対する国家のそれは、品官との間に差等を設定して監生・生員と同列に置こうとする冷遇措置でもあつた。

ところが、万曆期（一五七二—一六一〇）以降、特権地主（特に進士・挙人層）による大土地所有の矛盾が激化

した江南の五府で試行された、正役中の負担の重い残存力役部分に対する均田均役法の改革では、原則上里甲正役には適用されないはずの優免が、正役に付随した雜役の優免に準拠して拡大適用されており、優免の基準も、人丁が捨象されて田畠のみとなつた。官員・紳士の合意に基く同改革の優免の運用規定（或いは私案）には、科挙・学校等の出身別による身分差が截然と反映されていた。未出仕の挙人の免田額（ほぼ千五百畠より千畠）には、進士出身の一品の京官のそれが会典の原則規定の最高十倍であったのに比べて、二、三十倍にも伸張しており、それは品官待遇に等しかつた。これに対して、会典規定の上で從来挙人と同列に並んでいた生監層の免田額（百畠前後）は、旧態依然であつた。このように、明末の江南社会にあって、官戸の里甲に編入されたり、名目的土地集積によつて階級矛盾を激化せしめ、役法改革の主要な対象となつて台頭しつつあつた未出仕の挙人は、國家権力—官員・紳士双方の力関係の產物として、地方政治の場で決定された優免の運用規定においては、科挙出身（科甲）として、学校出身の生監層よりも格段に高い官員に準ずる特權的地位が保証されていた、と考えられる。

（熊本大学教養部非常勤講師）

註

- (1) 吳晗「明代的科挙情況和紳士特權」『灯下集』三聯書
店、一九六〇年、九四一七頁。閻斗基「清代生監層の性格
(下)」(山根莘夫・稻田英子訳、『明代史研究』5、一九七七年)は、
明代と異なり、それ 자체では任官が不可能であった清代の各
生監層は、制度的に平民と違つた特權的地位をもつといふ
点では紳士であるが、社会的実際的支配層という観点では

中間層である、という。明末の挙人が縉紳・郷紳と呼称さ
れた事例については、別稿で検討したい。

(2) 万曆『明会典』卷二〇、戸口二、賦役、凡優免差役。

『明實錄』英宗・正統六年閏十一月壬辰、同七年六月戊午
同八年八月辛亥、同書世宗・嘉靖二十三年十月壬辰の各
条。陳仁錫『皇明世法錄』卷三九、優免差役。

(3) 拙稿「明代挙人層の形成過程に関する一考察」『史学

雑誌』八七一三、一九七八年。

(4) 『明実錄』太祖・洪武二年十月辛卯の条。正徳『明会典』卷二二、戸口三、優免差役。万曆『明会典』卷七八、

礼部三六、学校、儒学、選補生員。

(5) 『明実錄』英宗・正統二年六月乙亥「直隸楊州府泰州判官王思旻奏。洪武以来、内外見任官、俱免原籍差徭。今

有司差派無異凡庶。夫違旧制。上命行在戸部、申明日制行之。」

(6) 『明実錄』英宗・正統十二年正月丙子、同書憲宗・成化二年八月辛丑の各条。

(7) 『明実錄』太祖・洪武十年二月丁卯。万曆『明会典』卷二〇、戸部七、戸口二、賦役、洪武十三年令。正徳『明

会典』卷二二、戸口三、優免差役、「正統元年令。在京文武官員之家、除里甲正役外、其余一應雜泛差役俱免。」

(8) 『明実錄』太祖・洪武十二年八月辛巳、同書英宗・宣徳十年二月辛亥、正統十四年十二月戊午の各条。

(9) 註(3)拙稿。

(10) 山根幸夫『明代徭役制度の展開』東京女子大学学会、

一九六六年。小山正明『賦役制度の変革』岩波講座『世界歴史』一九七一年。

(11) 『皇明条法事類纂』卷八、吏部類、貢挙非其人、計四十二条、一優免官吏生員雜泛差役、成化四年の条。註(6)

参照。

(12) 万曆『明会典』卷二〇、戸部七、戸口二、賦役、「弘治……十八年議准。見任及以礼致仕官員、照例優免雜泛差徭。」

(13) 岩見宏「銀差の成立をめぐって」『史林』四〇一五、一九五七年、五八一六三頁。註(10)山根著書一〇九一一七頁。

(14) 小山正明「明代の十段法について(11・完)」千葉大

学文理学部『文化科学紀要』一〇、一九六八年、一六一七頁。

(15) 弘治『常熟県志』卷三、叙官治、差役、註(14)小山論文三七頁。

(16) 『明実錄』孝宗・弘治十六年六月乙巳、「刑部主事劉喬言五事。一謂浙江各府徭役軍需、皆計丁田派徵。而官員之家、率得優免。遂致奸偽者、多詭寄勢家。而徵科重累小民。乞定優免之額。京官及方面官三品以上者、優免若干、七品以上者、優免若干。八品以下者、優免若干。其余丁田悉照民間均派。……命下其奏於所司。」

(17) 『天下郡国利病書』原編第七冊、常鎮、武進県、里徭優免、正徳十六年、巡撫都御史羅案驗内聞によれば、弘治十七年の人丁優免規定は、正徳六年にも再確認された。なお、蘇松巡撫羅鑒の任期は、正徳五年九月より六年二月ま

である。

- (18) 註(3)拙稿。
- (19) 『明実錄』考宗・弘治十二年十月丙辰の条。同書世宗
嘉靖元年十一月癸巳の条参照。
- (20) 前掲『節行事例』△内外官員優免戸下差役例▽。『御
選明臣奏議』卷一六、請均田役疏正德十六年唐籠、参照。
- (21) 嘉靖期の華北の銀納化については、谷口規矩雄「明代
華北における銀差成立の一研究」『東洋史研究』20—3、
一九六一年。註(10)山根著書の附論。註(10)小山論文。
- (22) 藤井宏「創行期の一条鞭法」『北大文学部紀要』九、
一九六〇年、二六一七頁。
- (23) 栗林宣夫「一条鞭法について」『歴史教育』一二一九、
一九六四年。註(10)小山論文。
- (24) 岩見宏「明の嘉靖前後に於ける賦役改革について」
『東洋史研究』一〇一五、一九四九年、一六頁。註(22)藤
井論文。山根幸夫「一条鞭法と地丁銀」『世界の歴史』(11)
筑摩書房、一九六一年。
- (25) 註(22)藤井論文。
- (26) 万曆『明会典』卷二〇、戸部七、賦役、嘉靖九年令。
- (27) 註(22)藤井論文二七頁。
- (28) 嘉靖『廣東通志』卷二二、徭役、嘉靖六年詔。
- (29) 註(22)藤井論文四五—六頁。
- (30) 註(24)岩見論文一〇一五頁。註(80)参照。
- (31) 『海瑞集』(中華書局、一九六二年)上編、応天巡撫
時期、△被論自陳不職疏▽。
- (32) 『明実錄』世宗・嘉靖十八年二月辛丑の条。
- (33) 『掖垣人鑑』後集卷一三、胡叔廉。
- (34) 『明実錄』世宗・嘉靖二十四年六月辛丑の条。
- (35) 『海瑞集』上編、淳安知県時期、興革条例、工属、優
免、「今後遇徭差、俱照嘉靖二十四年部科題准前項通行則
例、酌裁優免、以為中正之法。……仍照本縣旧規、以田十
畝准一丁、田二十五畝准糧一石以算、為優免之数。」
- (36) 『西園聞見錄』卷三三、外編、賦役後、催科、何源。
『皇明經世文編』卷二二二、聶豹「聶貞襄集」卷一、疏、
応詔陳言以弭災異疏、△三曰覈官籍以均徭役也▽参照。
- (37) 『明実錄』世宗・嘉靖四十四年二月丁丑、同書四十五
年四月丁卯の各条。王文禄『百陵学山』書牘二、上侯太府
書。
- (38) 万曆『明会典』卷二〇、戸口二、賦役、凡優免差役、
隆慶元年令。
- (39) 『万曆邸鈔』万曆九年夏四月、行丈量法大均天下田賦。
郭元柱編『親民類編摘抄』(万曆十六年序)三、清造編
一禁詭米之弊及び一防作弊之弊。註(70)顧憲成『涇渠藏
稿』卷四、又(与諸敬陽儀部)『明儒學案』卷六〇、東林

三、孝廉許靜余先生世卿。

提学副使傅公光宅墓志銘于慎行。

(40) 『海瑞集』上編、六応天巡撫時期、△督撫條約▽及び△則例▽。『西園聞見錄』外編、卷三二、賦役前、△申公時行曰優免一事▽(申時行は、蘇州地方の圧倒的数量を誇る挙人・監生・生員層の世論をバックとして、詭寄・濫免の偉大な機能を隠蔽した狡猾な階級擁護論を展開している)参照。

(41) 田生金『徽州府賦役全書』(不分巻、泰昌元へ一六二〇▽年自序)△休寧県▽の条によれば、優免の対象として

物料銀と徭費銀がみえる。註(10)山根著書一四四・一七二頁によれば、銀差成立以後、南直隸・浙江・湖廣・江西・雲南の各府では公費の一部が、華北の各地では上供・公費の多くが、均徭銀差の中に繰り込まれていた。この事実は、上供物料中の雜弁銀、或いは民壯銀に優免が適用される契機をなすものではなかろうか。

(42) 夫馬進「明末の都市改革と杭州民變」『東方學報』京都・第四九冊、一九七七年、によれば、明末の江南諸都市に居住する郷官・胥吏等の特權層は、城郭内巡警役(均徭とは別の雜役)をも全額免除されていた。『親民類編摘抄』

四、興革編、一革坊丁以除苦役。吳心箕『樓山草集』卷一三、与徐令公論流賊防守書。『明實錄』嘉靖七年閏十月甲申(43) 焦竑『國朝獻徵錄』卷九八・四川・副使、四川按察使

(44) 山根氏は、万曆二十四年の優免則例の中の京官の糧額を、万曆『余姚縣志』卷一〇、食貨志上、田畝の条によって、田畝に換算された(註(10)山根著書一七八頁の註(61)・(62)、一二一頁)。紹興府余姚縣の糧額の准田率は、果して嘉靖期のものであるうか。

(45) 『清實錄』世宗・順治五年三月壬戌、△定優免則例▽藤岡次郎「清代の徭役」『歴史教育』一二一九、一九六四年、六九頁。

(46) 『清實錄』聖祖・康熙二十九年六月乙亥、丁亥の各条及び同年九月乙卯の条。註(45)藤岡論文六九頁。『皇朝經世文編』卷三三、戸政八、張杰△均徭文▽(嘉慶末年頃の上疏)「直隸地方、每值巡幸謁陵諸差、……間亦有按地畝者。而富者地多、可以隱匿。惟貧者分釐必科、亦不能画一。……富紳中之強梁者、不但優免已田、且并其親友而包攬之。」

(47) 北村敬直『清代社會經濟史研究』大阪市立大學經濟學会、一九七二年、七一頁。

(48) 十段法は、早くは成化初年の福建邵武府下で施行され、嘉靖四十四年には江南で定例化された(その実効は不明)。但し、正徳年間までのそれらの改革における具体的な優免規定は、明らかではない。小山正明「明代の十段法

について（一）『前近代アジアの法と社会』一九七六年、三八二一八三頁。註（14）小山論文八頁。

（49）註（14）小山論文二七一三頁、一四一七頁。

（50）註（48）小山論文三八三一八四頁。

（51）註（24）岩見論文七一一〇頁。山根幸夫「十五・六世紀

中国における賦役労働制の改革—均徭法を中心として—」

『史学雑誌』六〇一一、一九五一年、五七一六四頁。註

（10）山根著書一一七一一二八頁。

（52）註（14）小山論文二一七頁。江陰県に適用された優免額

規定は、前掲利病書所引の武進県志の里徭△優免△条にみえる「嘉靖十年、礼部尚書王廷淮」中の優免額規定とも同一内容である。それは、嘉靖九年の則例が同十年二月に応天巡撫毛思義によって府下に示達されていた（江陰県の優免徭役碑の△碑陰）からであろう。

（53）註（14）小山論文二頁の△碑面△。註（37）参照。

（54）唐順之『荆川先生文集』卷九、△答北崖郡守論均徭△註（14）小山論文二七頁。

（55）王思任『王季重先生文集』卷一、均役全書序「詭寄不須清、花分必難禁也。何者。官甲有優免之限、則限外皆當役之田、是不須清也。」

（56）浜島敦俊「明末浙江の嘉湖両府における均田均役法」『東洋文化研究所紀要』五二冊、一九七〇年。なお、湖広

では、丁・糧額による里甲の編成もみられた。小畠竜雄

「里甲編成に関する諸問題」『山口大学文学会誌』九一、一九五八年。栗林宣夫『里甲制の研究』文理書院、一九七一年、三三四一三六頁。

（57）浜島敦俊「明末南直の蘇松常三府における均田均役法」『東洋学報』五七一三・四、一九七六年、九二頁。

（58）川勝守「明末、江南五府における均田均役法」『史学雑誌』八五一六、一九七六年。

（59）註（45）藤岡論文六八一九頁。

（60）註（56）浜島論文。川勝守「張居正丈量策の展開（一）」『史学雑誌』八〇一三、一九七一年、三四一五頁。浜島敦俊「均田均役の実施をめぐって」『東洋史研究』三三一三、一九七四年、七九一八〇頁、九四頁。

（61）『嘉興縣啓禎兩朝實錄』白糧、所収の崇禎十三年六月の戸部尚書李侍問の上奏に引用された浙江布政使金之後の上言（註（47）浜島論文一五二頁）。劉宗周『劉子文編』卷九、正学名臣丁長孺先生墓表崇禎十二月、「吳俗善賦賦以鄉紳家悉免繇。」嘉慶『嘉興府志』卷五九、列伝一〇、平湖県、孝義、明、倪虬（天啓頃の紳士）「縣中徭役無定律。正差雜差、率脫豪右、科貧弱。」朱国楨『朱文肅公集』（鈔本）第六冊、自述行略、「寔編審一事、……士夫、固在里甲中有役也。雜差、自吏承而上皆免。品官依品免丁糧、

非言常役。以丁糧寬其人、優其体、決不以常役尽寬其家、使無紀極也。……乃其尽免者、起于東南士大夫日增日盛、豪舉把持、習為固然。」参照。

(62) 註(60)浜島論文八二一五頁。

(63) 註(56)浜島論文一八五頁。

(64) 註(58)川勝論文三九頁。

(65) 註(56)浜島論文一七二一七八頁。

(66) 註(58)川勝論文二六頁において、川勝氏が「鄉紳を科

甲（進士出身）」といふのは、科甲（進士・舉人出身）と

訂正すべきである。『清國行政法』第一卷一七五頁参照。

(67) 崇禎『太倉州志』卷八、賦役志、白糧、「或曰、是在

花譏可禁也。夫婁中甲第蟬聯、冠蓋相望。貧士一登賢書、

驟盈阡陌。」

(68) 註(60)浜島論文八七一九頁。

(69) 錢謙益『牧齋初學集』卷四九、行狀四、湖廣^{マダマ}按察司僉

事晉階朝列大夫管公行狀。『國朝獻徵錄』卷九七、廣東按

察司僉事管公志道墓志銘。

(70) 管志道『從先祖俗議』（『太倉先哲遺書』所収）卷五、

△仕者勿庇族以厲民△。

(71) 『明史錄』神宗・万曆二十年四月庚戌、十二月壬子、

同書万曆四十年七月甲辰の各条。

(72) 註(60)浜島論文七二頁参照。

(73) 本表に類似した註(58)川勝論文所引の表を引用しなかつたのは、管志道の原文に対して、川勝氏と筆者との間に若干解釈上の違いがあり、且つ氏も知る如く、筆者は以前より本表を作成していたことによる。

(74) 嘉靖二十四年の統一則例の糧額の准田額は、既述の万暦十四年則例に拠る。

(75) 嘉興・湖州兩府の優免の最高限度額が、会典の規定の約三倍であったのに比べて、蘇州・常州のそれは十倍である。そのような格差は、鄉紳的土地位所有の程度のあり方と関連するものであろうか。

(76) 註(57)浜島論文一〇八頁。

(77) 註(57)浜島論文九六頁。

(78) 註(10)山根著書一四五一一五二頁参照。

(79) 『王季重先生文集』卷一、均役全書序、「此青浦縣清田均役之書也。……大役倍為繁苦。往年、……三吳官戶不當役。于是、有田之人、尽寄官戶逃險負嵎。……徐大中丞曰……。于是有清田均役之議、上疏報可。」

(80) 既述のように、明末では、優免の適用範囲が均徭のみならず、法制上は認められない里甲正役（『図書編』卷九〇、本朝差役図、「里甲例無優免」。註(7)参照）内にも及んでいたことを指摘する事例は、特に江南では珍らしくはないかった（註61）。華北でも、『皇明經世文編』卷四一六、

「呂新吾先生文集」、疏、摘陳辺計民難疏によれば、万曆二十年頃の山西巡撫呂坤は、同省内の優免限額外の田糧・人丁に編派される「糧長・里長・水馬夫・倉斗・庫役」等の重差は、官僚士大夫より末端の額設胥吏（行頭）に至るまで事實上免除されている実態のみられたことを指摘している。康熙十二年の河南巡撫佟鳳彩の条陳民困疏（雍正『河南通志』卷七六、芸文五）にも、官・儒戸は、「甲に入りても差に当らず」との指摘がある（註(56)栗林著書三三三頁）。多分、そのような傾向は、一条鞭法下において、均徭のみならず、正役の一部（雜弁）や民壯等の役にも優免が適用される情況の推移とも関連するものであろう（註(41)参照）。だが、江南地方において、右の傾向を助長した直接的契機としては、川勝氏も指摘した如く（註(58)川勝論文四一一一頁）、糧長・里長等の正役に不可分に包摶されていた解戸・斗級等の雜役部分に対する優免が、田土によって糧長・里長の役を科派する際に、それらの正役にも波及拡大していた事実があげられる。註(24)岩見論文一五頁。註(22)藤井論文二八頁、四九頁。参照。

補註₁ 高林公男氏（明代の優免規定の変質について）『鹿太史学』二四、一九七六年、三三一（七頁）は、徭役の科派基準が十段法の田糧・人丁より均田均役法の田土へと移行した要因、及びそれに即応した生員の優免額が嘉靖年間の

二三石・二丁より万曆年間に田四十畝（氏は「嘉靖二十四年から天啓元年あたりまで一定であった」という）に移行した要因として、万曆九年の張居正丈量による税の科則性の一律化による各県の土地生産力の均等化をあげているが、これは誤りである（註(60)川勝論文二六一七頁参照）。また、生員の優免額は、十段法下では七十畝、一条鞭法下では四十畝となり、均田均役法下では四十畝或いは三十畝という如く、その中身は変化していた。

補註₂ 高林論文（三二一七頁）は、十段法の優免規定では一県全体の優免額は決められていないというが、これは誤りである（註(14)小山論文一〇頁参照）。なお、均田均役法下で一県全体の優免額が固定されたのは、海鹽県の場合だけであって、他の江南五府における優免の限制は、個別的に行われており、官団が設置されて詭寄が集中したのが実態であった。

補註₃ 高林論文（三三一七頁）は、十段法の優免規定は官僚層に対して詳細に規定されているが、均田均役法のそれは、士人層をも主要な対象としており、京官と外官、現任官と鄉官等の区別が存在しないという。これが誤りであることは、湖州府の事例及び後述の蘇州府の事例でも確認される。